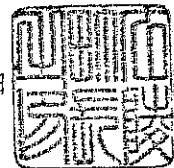


広陵町告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都
市計画を決定したので同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、
同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年1月23日

広陵町長 山村 吉由



1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画広陵町馬見北5丁目地区地区計画

2 決定に係る都市計画区域を定める土地の区域

広陵町馬見北5丁目地区の全域

3 縦覧場所

広陵町大字南郷583番地1

広陵町事業部 都市整備課

大和都市計画地区計画の決定（広陵町）

大和都市計画広陵町馬見北5丁目地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	広陵町馬見北5丁目地区地区計画
位 置	広陵町馬見北5丁目全域
面 積	約10.7ヘクタール
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 本地区は、馬見丘陵の南西部に位置し、大和都市計画事業真美ヶ丘土地区画整理事業により住宅・都市整備公団施行で道路、自転車歩行者専用道等の公共施設及び宅地の整備が行われ、低層一戸建住宅を中心とした閑静で緑豊かな住環境を形成している地区である。このため、地区計画の策定により建築物等の制限を定め、地区の良好な住環境を将来にわたり維持・保全することを目標とする。
	土地利用の方針 本地区は、都市計画道路上田部奥鳥井線の地区幹線道路に面しているなかで低層一戸建住宅を中心として整備されるとともに公共公益施設も配置されていることから、地区を「低層一戸建住宅地区」、「福祉施設地区」、「公共公益施設地区」の3つに細区分し、それぞれの方針を次のように定める。 (1) 低層一戸建住宅地区 低層でゆとりのある一戸建住宅地として、敷地の細分化を防止するとともに良好な住環境の維持・保全を図る。 (2) 福祉施設地区 福祉施設については、周辺地区と整合性を図りつつ、その機能が損なわれないように維持・保全を図る。 (3) 公共公益施設地区 公共公益施設については、周辺地区と整合性を図りつつ、その機能が損なわれないように維持・保全を図る。
	地区施設の整備方針 本地区は、土地区画整理事業により地区幹線道路や自転車歩行者専用道路（かつらぎの道）を軸として区画道路が適正配置されているとともに地区南側に隣接して都市公園（横峯公園）が整備されており、これらの機能・環境の維持・保全を図る。
	建築物等の整備方針 低層一戸建住宅地として良好な住環境を保全するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定め、全体として調和のとれた街並みの形成を図る。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の区分	名称	低層一戸建住宅地区
	面積	面積	約 9.7 ヘクタール
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建住宅(建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げるものをいう。ただし、長屋住宅を除く。) (2) 兼用住宅(建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げる「住宅」をいう。ただし、長屋住宅を除く。) (3) 集会所(町内会等一定の地区的住民を対象とし、当該地区外から一時に多数の人又は車の集散するおそれのないものであって、当該地区住民の社会的な活動又は自治会活動の目的に供する建築物をいう。) (4) 前3号の建築物に付属するもの(物置、自動車車庫に類するものに限る。)	
	建築物の容積率の最高限度	10/10	
	建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル ただし、本地区計画が決定された際、現に建築物の敷地として使用されている土地、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合はこの限りでない。	
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さ10m以下かつ軒高7m以下	
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の外壁及び屋根の色は地区内の街並み景観に調和したものとする。 (2) 敷地内に屋外広告物を設置する場合は、奈良県屋外広告物条例(昭和35年4月奈良県条例第17号)に則るとともに、次に掲げるものは設置してはならない。 ア 表示面積(同一敷地内に2以上ある場合はその合計)が2平方メートルを超えるもの イ 屋根又は屋上に設置するもの	

馬見北5丁目地区地区計画 計画図

